

図 3 カルリ，祠堂窟，奥の仕切，前面 (Report, Plate XII)

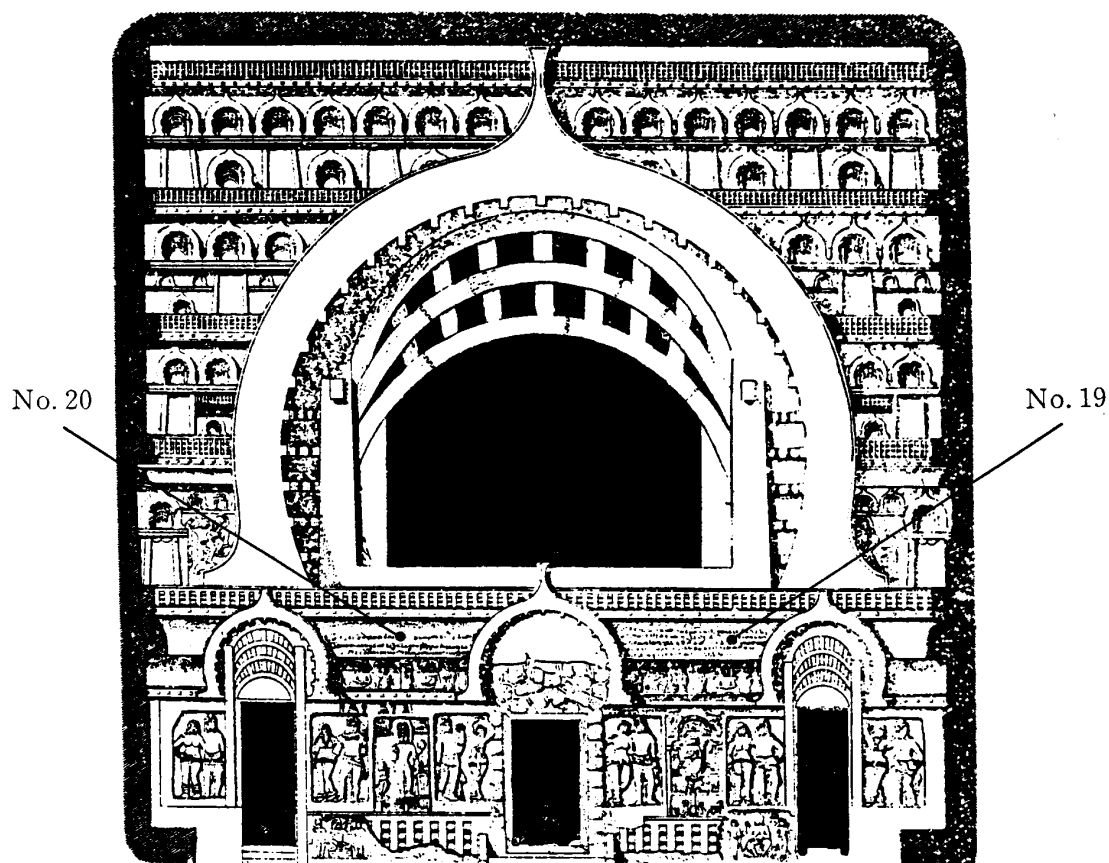


図 4 上図の部分拡大 (FB, Plate XIV)

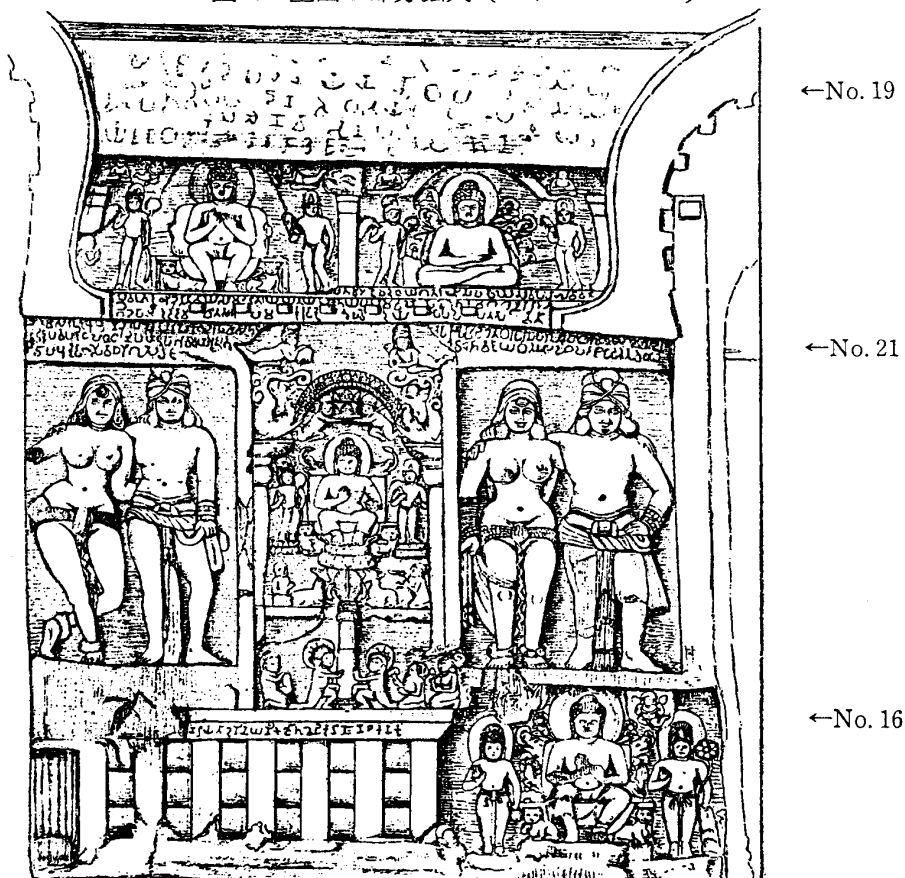


図 1 カルリ，祠堂窟，前面 (FB, p. 236, Fig. 47)

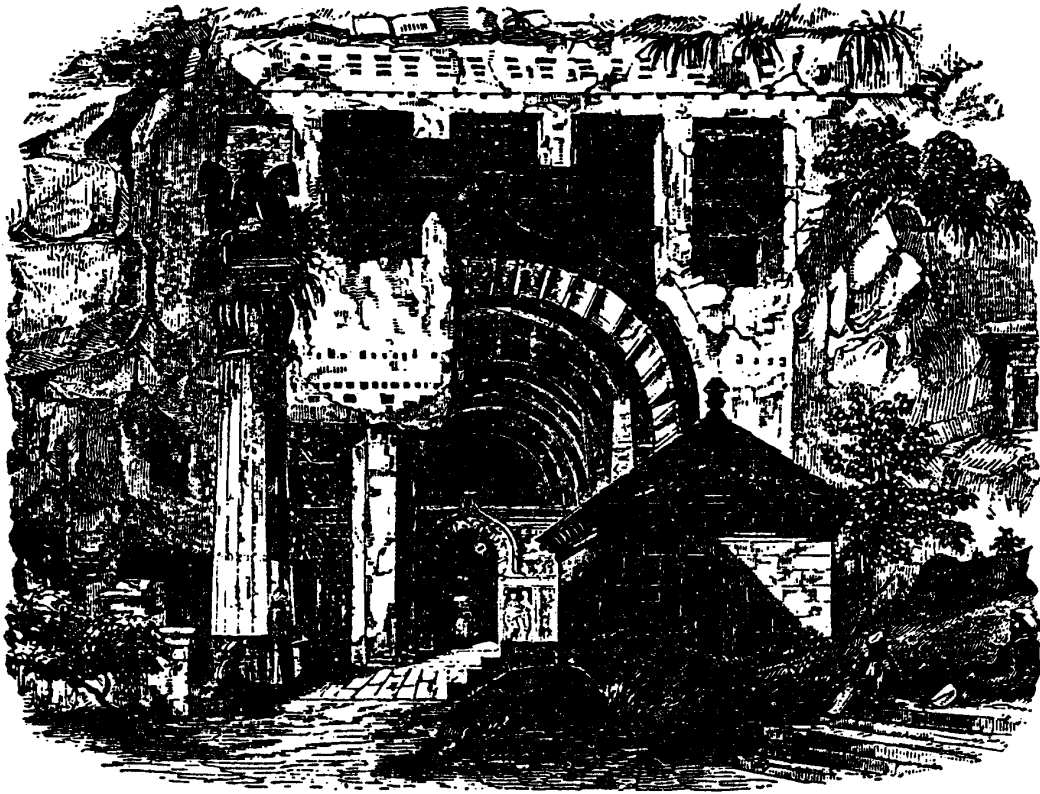
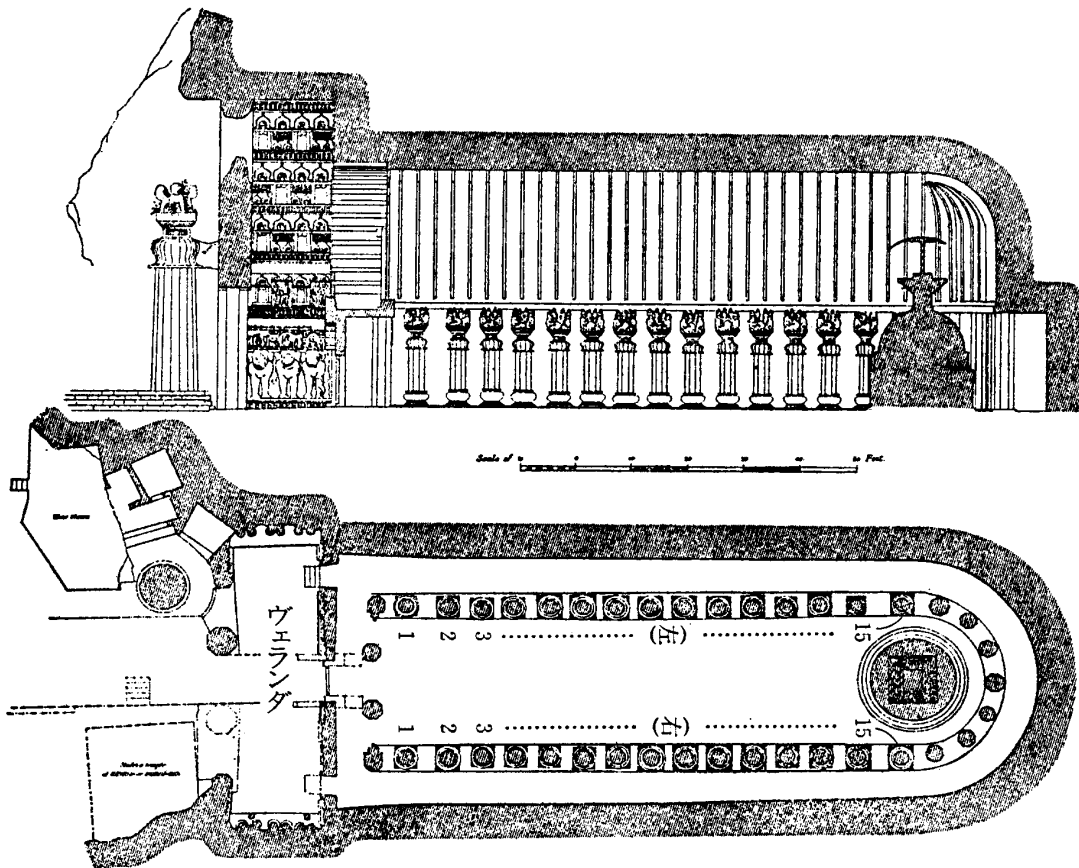


図 2 カルリ，祠堂窟，側面図と平面図 (FB, Plate XI)



定 方 晨

- 5) クリシュナギリ (Kṛṣṇagiri) : 現在の地名カネリ (Kaṇheri) の原名と考えられる。
- 6) 輝く : この形容詞は語形上 (f. sg. G.) ブッヂシュリーにしかかからない。
- 7) シャーキャムニ……足下に : Mirashi は「シャーキャムニ正覚者の足下に, および 聖比丘の 足下に」と訳す。なお, Baghvanlal は bhikṣoḥ (比丘) を ganya (僧団) と読む。
- 8) 石と煉瓦で組み立てられ (ghatita) : Mirashi は「化粧された (ghatita) 石と煉瓦で」とする。
- 9) ā : as far as....
- 10) 齒 : 「シャーラドヴァティーブトラの齒を祭る」の意か。

○追記 1

Kosambi, D. D., *Dhenukākata*, JBBRAS, 28-30, 1960, pp. 50-71 からカルリ祠堂窟内の柱の刻文を一つ追加する。

Kosambi, p. 65, No. 21 内陣の柱のうち右から一番目のもの

dhenukākātā utaramatisa koḍupiniya drāghamitāya samātukāya dānaṃ thaṃ-
bho

デーヌカーカタ在のウタラマティの妻ドラーガミターが母とともに寄進する柱。

○追記 2

本論 p. 53 の No. 16, l. 10 の etesi について。私にはこの語形を明かにすることはできないが, Edgerton's Dict. s. v. 'etarahesi' (at this time) をあげておく。

savvatsaraśatadvaye pañcacatvāri<rim>śaduttare kṛ[ṣṇa]girimahāvihāre

- (2) si[ndhu]viṣayā[ntargga]tagrāmikānakavāstavya[ḥ] suprabhāyāḥ buddhaśriyā²⁾
 puṣyavarmmaṇaśca [pu?]tro daśabalabala-
- (3) no bhagavataśśākyamunessamyaksambu[ddha]sya taddharmma[śr]āvakāryyabha<bhi>
 [kṣo][ḥ] ca[ra]ṇaparicaraṇakuśa[lo] buddharuciri-
- (4) daṁ tasyaiva paramamuneragryaśrāvakasyāryyaśāra[dva]tīputrasya caitya<tyaṁ>
 ghaṭitapāṣāṇeṣṭakābhir āca-
- (5) [ndr]ārkkārṇṇavapri<kṣi>tisthitisamakālina<naṁ> pratiṣṭhāpitavā<vāṁ>stadasya
 devaya[kṣa]siddhavidyādharagaṇamāṇibhadrapū-
- (6) rṇṇabhadrapaṇcikāryyavajrapāṇivāṇkaṇa[kā?]dayaḥ svasti diśantvapi ca [||]
 [y]ā[va]dvici<ci>sahasrapracali[ta]makarā-
- (7) ghūrṇṇa<rṇṇi>tāvartatoya[ḥ] kṣirodaḥ kṣiratoyo bṛhadupalacita²⁾ karkkaśo
 vāpi meruḥ [||] yāvadva<dvā> yānti nadya-
- (8) ssuvimalasalila<lā>ssāgaram toyavatyāḥ tāvatkīrtti sthireya<yaṁ> bhajatu
 śubhakari satsutaṁ puṣyanāmna[ḥ || 1 ||]³⁾
- (9) dāḍhā(?)[||]

- (1) 全知者に帰命する。トライクータカ（朝）の繁栄せる御代の200に45を加えた年（245年）⁴⁾
 クリシュナギリ⁵⁾の大僧院において、
- (2) シンヅ地区所属のカーナカ村の住人であり、輝く⁶⁾（母）ブヂシュリーと（父）プシュパ
 ヴァルマンの息子であり、十力の力
- (3) をそなえた世尊 シャーキャムニ 正覚者のかの法を声聞した聖比丘の足下に正しく奉仕す
 るブッダ⁷⁾ルチが
- (4) 同じ大ムニの筆頭声聞である聖シャーラドヴァティープトラ（＝シャーリプトラ）のこの
 祠堂窟——石と煉瓦で組み立てられ、⁸⁾
- (5) 月と太陽と海と大地が存続するかぎり存続する祠堂窟——を造った。神、ヤクシャ、シ
 ッダ、ヴィディヤーダラ、ガナ、マーニバドラ、⁹⁾
- (6) プールナバドラ、パンチカ、聖ヴァジュラパーニ、ヴァーンカナカ等はこの（祠堂窟に）
 福を与えよかし。さらにまた、千の波に揺られ、マカラ（＝摩羯魚）に
- (7) 掻き立てられて立ち騒ぐ水から成るクシーローダ海（＝乳海）が乳水であり（続ける限
 り）、あるいはまた巨大な岩から成るメール山が安泰であり続ける限り、あるいは
- (8) 清らかな水から成る諸川が水を湛えて海に流れ続ける限り、（その限り）この堅固で清
 浄なる名声がプシュヤ名（の男）の正しき息子に伴えよかし。¹⁰⁾
- (9) 齒。

1) 舍利容器とともに発見された銅板に記されている。舍利容器はたぶん遺跡の南のはずれの崖下にある
 小塔群から出たのであろう。

2) 𑀧(upadhmāniya); 𑀭(jihvāmūliya): ともにヴィサルガ(ḥ)の一種である。Cf. 「アジャンター刻文
 の和訳」本誌, 46輯, 1986, p. 104, note 6).

3) yāvadvicī (line 6)... nāmnaḥ は韻文で, metre は sragdharā である (Mirashi, p. 31, note 12).

4) 245年: カラチュリ紀元によるとすれば, 494 A. D. 頃にあたる (Mirashi, p. 30).

定 方 晟

ィニカーとともに。また一切の親族・姻族 (Skt. jñāti-sambandhin) の集団とともに。四方比丘サンガのために、8人用に(?)、造られる。母と父のために。また一切衆生の利益と幸せのために。また比丘サンガに永代元金が与えられる。またこの中から比丘サンガに衣服代16 (カーハーパナ) が与えられる。また時節に応じて…。

No. 29 (Cave 77 のヴェランダの外側の右手側壁) 静谷 No. 484

- (1) .. sa ipula sava .. ma
(2) .. sa dasamiya etā[ya] puvāya mahārā[ja]bālikāya ma[hābhoji]ya
(3) bā[likā]ya mahārāṭhiṇiya khaṇḍanāgasenaka-mātuya mahā[bho]jasa ahi-
(4) [jasa] ca dheṇaseṇasa (?) bhagiṇiya nāgamulani[kā]ya leṇa deyadhama
(5) bhikusaghe paṭiṭhāpitaṃ mātupitarā...

…の…年, …月, 10日, この日に, 大王の娘, マハーボージャ族出身の(王妃の)¹⁾娘, マラタの女性, カンダナーガセーナカの母, そしてマハーボージャ族のアヒジャ・デーナセーナの姉妹, ナーガムラニカーの寄進する窟院。(四方)比丘サンガのために造られる。母と父のために。…

1) mahābhojikā と bhoigiyā は関係があるか。Cf. No. 24.

No. 30 (Cave 14 と Cave 15 の間) 静谷 No. 486

kaliya[ṇa]to
nadasa kamā-
rasa patho de-
yadhama [||]

カリヤナからの鍛冶工 (Skt. karmāra-) ナンダの寄進である小道。

W1, No. 57 静谷 No. 487

cemalakasa herañakasa rohaṇi-
mitasa putasa dhamañakasa ṭhabho
deyadhama

チェーマラカ (チェームラカ) の金細工師ローハニミタの息子であるダマナカ¹⁾の柱の寄進。

1) ダマナカとスラサダタ (No. 13) は兄弟か?

Mirashi, p. 31.¹⁾ 静谷 G No. 76

(1) namassarvva[jñ]āya || ttra<trai>kūṭakānā<nām> pravarddhamānarājya<jye>

- (5) *ṭhāpitaṃ māṭāpitara udisa savasatāna*
 (6) *hitasukhaṭṭha apaṇo ca nivāṇāsabharaṭṭha [] etasa ca akhayanivi di[nā []]*

…パーラの（弟子である）…ナヤの、出家者…ミタナカの寄進である窟院と水槽が四方比丘サンガのために造られる。母と父のために。一切衆生の利益と幸せの目的のために。また自分の涅槃の資糧（Skt. *sambhāra*）のために。またこれに永代元金が与えられる。

No. 27 (Cave 70 のヴェランダの外側の左手側壁) 静谷 No. 482

- (1) *leṇaṃ pāṇiyya[poḍhi ca]...*
 (2) *ṇa bhādrajaṇijjānaṃ pratigrahe [] etta pūnaṃ*
 (3) *mātua ca naṃdiṇikā bhājāya gharīṇiya dāmi-*
 (4) [*lāya*]..... *ya ekka ovarako deyyadhammā etto ca punabhāgo puttāṇa je-*
 (5) *bhātuputrasya ca āryyagoṣasya dhutua ca saṃghadevanikāya*
 (6) *ṇatukaṇaṃ nātiṇaṃ panatukāṇaṃ panatiṇaṃ śunhāṇaṃ savvaseva kulasya*
 (7) [*a*]titāṇaṃ ṭṭhitāṇaṃ aṇagatāṇaṃ ca sārvaśatvāṇaṃ ca hitasukhārtthāya bhavatu tti []]

…窟院と水槽（の寄進）。…バードラジャニッジャ派の受納のために。ここにおける功德は（父…と？）母ナンディニカー（に行きますように）。妻・主婦ダーミラー…の寄進である1つの僧房。またここにおける功德の一部は、息子たちジェー…と…の、（また）兄弟の息子の（=甥の）アーリヤゴージャの、（また）（自分の？兄弟の？）娘サンガデーヴァニカーの、（また）男孫、女孫たちの、男曾孫、女曾孫たちの、嫁（Skt. *snuṣā*）たちの、一切の一族の死んだ者、生きている者、これから生れる者たちの、そして一切の衆生の、利益と幸せのためになりますように。以上。

1) 「男孫、女孫たちの、男曾孫、女曾孫たち」は推測による訳である。曾孫は *pranapṭṛ*。

No. 28 (Cave 76 のヴェランダの外側の右手側壁) 静谷 No. 483

- (1) *sidha[m] upāsakasa dheṇukākaṭ[i]yasa kulapi[yasa]*
 (2) [*dha*]maṇakasa dh[u]tuya pavaitik[ā]ya sā[pāya the]
 (3) r[ā]ṇa bhadata-bodhikāṇa poṇakāṇa ātevāsini[ya]
 (4) leṇa deyadhama p[ā]ṇiyapoḍhi ca saha bhagi[niya]
 (5) *ratinikāya saha ca saveṇa nātisabadhi[vage]*
 (6) *ṇa c[ā]tudis[e] bhikhu : sagh[e] aṭhasu puris[esu]*
 (7) *lesu (?) patiṭhāpita mātupitara udisa sava[satāṇa]*
 (8) *hitasughatha [] bhikhusaghasa akhayanivi ca diṇā eto ca [bhikhu]-*
 (9) *sagh[ā]ṇa civarika dātava solasaka utukāle ca...*

成就あれ。デーヌカーカタの優婆塞クラピヤ（？）・（ダ）マナカの娘、女出家者であり、長老・大徳ボーディカ・ポーナカの女弟子であるサーパーがおこなう窟院と水槽の寄進。妹ラテ

定 方 晟

- (2) ... sa kaṇhasa deyadhamam leṇam p[o]ḍhi [ca]
(3) [pa]tiṭhāpitā [] akhaya nivi ca dinā kāhapaṇṇa....
(4) [pa]ṭike sate sa[ghe] eto ca bhikhusaghe civarika dātava bārasa-
(5) [ka.... deyadhama.....] sa savalokahitasukhāya ti []

…ナカ出身の（長老・）大徳ハーラカの（弟子，antevāsisa?）のカンハの寄進である窟院，水槽，会堂が造られる。

また永代元金…カーハーパナが…100分の（…の利息で）サンガに与えられる。そしてこれから比丘サンガに12（カーハーパナの）衣服代が与えられるべきである。…寄進…。一切世界の利益と幸せのために。以上。

No. 23 （Cave 58 のヴェランダの内側の壁） 静谷 No. 478

- (1) sidham theṇānam bhayata-mītabhūtinam
(2) leṇam sāgarapaloganānam deyadhamam []

成就あれ。長老・大徳ミータブーティの窟院。サーガラパローガナ（?）たちの寄進。

No. 24 （Cave 59 の水槽の上方） 静谷 No. 479

- (1) [sidham kali]aṇikāya bhoigiyā a-
(2) [pa]rāmtikāya dāmilāya leṇam
(3) [po]ḍhi ca kaṇhasele deyadhamam []

（成就あれ。カリヤ）ニカの生れの¹⁾ボーギーである，アパラーンティカー生れのダーミラーがカンハセーラ（カンハギリ，すなわちカネリ）におこなう窟院と水槽の寄進。

1) bhoigī が bhojiki であるとすれば，これは bhojaka（マギと関係のある僧侶）の妻を指すか。

No. 25 （Cave 59 のヴェランダの内側の壁） 静谷 No. 480

- (1) sidham kāliyiniya bhikhuṇi dāmilāya leṇa deyadhamam
(2) poḍhi ca []

成就あれ。カーリーイニカ（カリヤーナ）の比丘尼ダーミラーの寄進である窟院と水槽。

No. 26 （Cave 68 のヴェランダの外側の左手側壁） 静谷 No. 481

- (1) pālā[ṇam] [amte]vāsisa
(2) ṇayasa... [m]itanakasa pavajitasa
(3) lena (?)... pāniya-poḍhi ca
(4) [deya]dhama [cātu]dise bhikhusaghe pati-

- (3) [puvāya kali]yaṇa vaṭhavesa veṇhunadiputra-
 (4) [sa]..... sa bhajāya hāḷaṇikā le-
 (5) [ṇa patiṭhāpita sa]hā āyyakena lā... sa.....
 (6) .. [sa]ha p[u]t[e]na dhāmaye.....
 (7) buddhakayena sahā vi....

成就あれ。マ（ダリプタ・スワーミ・サカセーナ）王の（…年，…，）10日，この日に，カリヤナカ在住でヴェンフナディの息子である…（の）妻，ハーラニカーの（寄進である窟院が造られた。）尊者ラー…とともに。息子ダーマヤとともに(?)。…。ブッダカヤ（＝ブッダカヤ）とともに。ヴィ…とともに。

- 1) No. 14 と同じ窟院に記されている。No. 19 は No. 14 と同じ日に，No. 14 の施主の妻による第二の室の寄進を記したものであろう (Büh, p. 82)。

No. 20 (Cave 39 の open gallery の後壁) 静谷 No. 475

[sidham] sopārayakasa manikarasa nāgapālitasa saparivārasa leṇa deyadhama [||]

(成就あれ。) ソーパーラヤカ生れの宝石師ナーガパーリタが眷属とともにおこなう窟院の寄進。

No. 21 (Cave 43 に近い水槽) 静谷 No. 476

- (1) sidha therāṇa bhayaṁta-ghos[ā]ṇa atevāsiniye
 (2) pavaṭṭikā p[o]ṇakīasaṇāa theriya leṇa
 (3) ... pāṇiyapoḍhi ca deyadhama saha bhagi-
 (4) niya saha ca... samaṇapapaakehi cātu-
 (5) dise bhikhusaghe patiṭhāpitā mā[tāpitāro udi]
 (6) sa [||] akhaya nivī ca saghasa dinā kāhāpaṇa satāni be [||]
 (7) eto ciarika solasaka paḍiko māse ca utukāle sava-
 (8) l[o]kahitasughatha [||]

成就あれ。長老・大徳ゴーサの女弟子で出家者であるポーナキーアサナー長老尼の寄進である窟院と水槽。妹とともに。また…のサマナパーカ¹⁾たちとともに。四方比丘サンガのために造られる。母と父のために。

また永代元金 200カーハーパナがサンガに与えられる。ここから衣服代として 16（カーハーパナ）が，また時節に応じて月あたり 1（カールシャーパナ）が（支給される。）一切世界の利益と幸せの目的のために。

- 1) 「沙門と優婆塞とともに」の誤りである可能性がある (Büh, p. 83)。

No. 22 (Cave 48 のヴェランダ外側の左手側壁) 静谷 No. 477

- (1) ... ṇakā[ṇa] [therā]ṇa [bha]yata-hā[la]kāṇa a

- 1) 雨季に: Pāli vassāratte, Skt. varṣa-ārakta (the rainy season) の Loc. である。また続く vasatasa は vas- (住む) の現在分詞 vasat- の Gen.
- 2) paḍiko: Skt. pratika (worth a kārṣāpaṇa).
- 3) 維持されるべきである: praty-ā-gr̥hitavya-? Bühler は pratyāṅga- (division) の denominative の fut. part. pass. とする。Cf. No. 18, line 8.
- 4) 土地に: bhamiyaṁ = bhumiyaṁ (bhūmi- の Loc. bhūmyām)?

No. 17 (Cave 19 のポーチの左方側壁) 静谷 No. 471

- (1) sidhaṁ ācariā[na] bhayatāta[rāna] bhātuno pavajitasa āṇadasa
- (2) leṇa deyadhamāṁ [|] saghe akhayanivi dinā [|] eto civarikaṁ dāta-
- (3) va chaka . naṁ saha savehi nātihi [|]

成就あれ。阿闍梨アータラ大徳の兄弟であり、出家者である、アーナダが寄進する窟院。サンガに永代元金が与えられる。この中から 6 (?) カーハーパナ (?) の衣服代が与えられるべきである。一切の親族とともに。

No. 18 (Cave 29 のヴェランダの内壁) 静谷 No. 472

- (1) sidhaṁ kaliaṇakasa negamasa golaṇakaputasa negamasa isipālasa
- (2) saparivārasa mātāpitunaṁ
- (3) puyatha leṇa poḍhi ca deyadham-
- (4) ma [|] akhayanivi ca dinā gāme
- (5) saphāusu kheta thapati [|] eto
- (6) ca vasa-uthasa civarika bārasaka
- (7) gimhāsu paḍiko māse seseṇa
- (8) maṭape pavāḍe ca paḍiagitava [|]

成就あれ。カリアナ生れの、商人ゴーラナカの息子¹⁾、商人イシパーラが眷属とともに、母と父の供養のために、おこなう窟院と水槽の寄進。また永代元金が与えられる。(すなわち) サパーウ村に土地を設ける(?)。この中から、雨季を過した(比丘)に 12 (カーハーパナの) 衣服代が(与えられる)。夏期に月あたり 1 カーハーパナが(与えられる)。残りで亭(maṇḍapa)とパヴァーダ(?)に支給がおこなわれる。

- 1) negamasa golaṇakaputasa negamasa isipālasa は破格である。negamasa golaṇakaputasa は negamasa golaṇakasa putasa あるいは negama-golaṇakaputasa でなければならない。この破格のために、kalianaka が golaṇaka にかかるのか、isipāla にかかるのか曖昧になっている。

No. 19¹⁾ (Cave 36 のヴェランダの外側) 静谷 No. 474

- (1) sidha raño ma[dhariputasa] svāmi-saka[se-
- (2) nasa]..... gi pa 5.. [di]vā 10 etāya

- 1) アパレーヌはカネリ窟院の関係者として重要な人物である。刻文 No. 4 には監督者として、本刻文では寄進者として名をとどめる。アパレーヌ(カ)はカリヤーナの商人であり、父はアナダ、妻はヴェーリニカー、息子はアナダ(祖父の名と同じ)といった。若いほうのアナダには複数の妻がいた。
- 2) 「また、これに」以下の訳については、その原文 *etasa ca akhayanivi datā kāhāpaṇāni satāni be 200 saghasa, yeva haṭṭhe paḷike sate* と、ナースク刻文 No. 7, line(1)-(2) の *data canena akṣaya nivi kāhāpaṇasahasrāni triṇi 3000 saṃghasa cātu disasa, ye... vadhi paḍikaṣata* (拙論「ナースク刻文の和訳」本誌, 第47輯, p. 112 参照) を比較参照した。haṭṭhe を artha (= vadhi 利息) とみなした。
- 3) 半(カールシャー)パナ土地所有者: *ardhapaṇa-kṣettriyasya*。「土地を他の者と共有し、半分の権利を有する人」の意で、アパレーヌは自分の持分を寄進したのであろう (Büh, p. 80)。
- 4) 現在の Magṭhāṇ (Büh, p. 80)。

No. 16 (Cave 12 のヴェランダの外の左手側壁) 静谷 No. 470

- (1) s[i]dha[m] kāliya[ña].. sa... ṇa s[i]vamitasa putasa nega-
- (2) masa dhama..... budhakena saha ca saveṇa parivā-
- (3) rena bavā (?).... la[ya]naṃ pāṇiyapoḍhi āsaṇa peḍhikā-
- (4) yo pidho a... cakamo ca deyadhama cātudise bhikkhusaghe pa-
- (5) tiṭhāpita mā[tā]pitara udisa savāsatuhiṭasughatha []
- (6) eṭṭha ca akhayanivi ca datā []
- (7) eto ca vāsārate vasatasa bhikkhuṇo civarikkakāhāpaṇā solasa pāte l[e]-
- (8) sa upāhaṇāṇa ca kāhāpaṇo utukāle [ca] paḍiko māse vasatasa dā-
- (9) tavo seseṇa leṇa paḍiagītava [] kāliyaṇe ca viḥāre gaṃdhārīkābhami-
- (10) ya[m] bagabhaṇaṃ bhojanacātusāla ca deyadhaṇma [] etesi pi akhanivi datā [] mukudāsiva-
- (11) yi[vā]yaṇaṃ nivesaṇaṃ [] eto be <etesi?> bhākā bigabhasa bhākā cātusālasa viḥāra dasakāni civari-
- (12) kāni cātusāla ca [bhāka []]

成就あれ、カーリヤナの…シヴァミタの息子であり、商人であるダマ…が、ブダカと(ともに)、また一切の眷属とともに、…窟院と水槽と椅子とベンチ(Skt. pīṭhikā-)と…と、経行処(Pāli caṅkama-)の寄進を四方比丘サンガのためにおこなう。母と父のために。一切衆生の利益と幸福のために。

また、ここにおいて、永代元金が与えられる。また、このなかより(eto, Skt. itas?), 雨季¹⁾を過す比丘への16カーハーパナの衣服代と、鉢のための小額(Skt. leśa)と、サンダル(Pāli upāhaṇā-) (のため)の(1?)カーハーパナと、時節に際して(ṛtu-kāle)の(雨季)滞在者への月(1カーハーパナ²⁾)³⁾が与えられるべきである。残りでもって窟院が維持されるべきである(?)。

また、カーリヤナのガーンダーリカ人の土地にある僧院に、二室(の部屋)と四室つき食堂の寄進が(なされた)。これにもまた永代元金が与えられた。ムクダシヴァイヴァーに住居(ni-vesana)が(与えられた)。これに二室(の部屋)の分け前(bhāga)と、四室つき食堂の分け前。僧院に、10(カーハーパナ?)の衣服代と四室つき食堂の(分け前)。

- (2) savachare 8 gi pa 5 diva 10 etāya puvāya ka-
 (3) liyaṇakasa nekamasa veṇhunaṁdisa pūtaṣa nega-
 (4) masa gahapatisa... tisa l[e]ṇa pa[ti]ṭhāpi-
 (5) ta sahā āyyak[e]ṇa . sena sahā pitu[ṇā] veṇhuna-
 (6) dinā sahā mātuye bodhisamāya sahā bhā-
 (7) [tunā...] hathinā sahā [sa]vena [n]i[kāyeneti]

成就あれ。マダリの息子であるスワーミ・サカセーナ王の8年、夏期の第5半月、10日、この日に、カリヤナカの商人ヴェンフナンディの息子であり、商人であり、家長である……ティの（寄進である）窟院が造られた。尊者・サとともに、父ヴェンフナディとともに、母ボーディサマーとともに、兄弟ハティとともに、一切の親族とともに。

1) No. 19 と同じ日に刻まれたものと思われる。

No. 15 (Cave 81 のヴェランダ外の左手側壁) 静谷 No. 485

- (1) sidham ||
 (2) raṇo gotamiputasa sāmi-siriyaṇa-sātakapaṇisa sata<va>chare 16 gi-
 (3) mh[ā]ṇa pakha 1(?) divase 5 kālayāṇavāṭhavasasa negamasa aṇa-
 (4) dāputasa usā<pā>sakasa apareṇusa sa[pa]rivārasa sahā
 (5) kuḍubiniya ānadamātuju(?) vāriṇik[ā]ya sahā bālakena aṇadeṇa
 (6) saha ca suṇh[ā]hi aṇa... la . sipeca(?) dhāmadev[i]ya
 (7) saha [ca]... veṇa ahavi(?) apaṇa āmāpitāro udisa
 (8) pāva[te] kaṇhasele leṇaṁ koḍhi ca deyadhāma[m] cātudise
 (9) bhikkhusaghe paḍiṭhāpita sāvasat[ā]ṇaṁ hitasughatha [||]
 (10) etasa ca akhayanivi datā kāhāpaṇān[i] satāni be 200
 (11) saghasa yeva haṭṭhe paḷike sate eṭṭha ca ādhapaṇa-
 (12) khetiyasa kheta gāme magalathāne bhojā kapaṭi eto
 (13) saṁgheṇa dātavaṁ civarika soḷasaka paḷiko ca māse utukāle [||]

成就あれ。ゴータミの息子、サーミ・シリヤニャサータカニ王の16年、夏期の第1(?)半月、5日、カーラヤーナ在住の商人で、アナダの息子、優婆塞アパレーヌが眷属とともに、(すなわち)妻であり、アナダの母であるヴァーリニカーとともに、息子アナダとともに、そして嫁(Skt. snuṣā-)たちアナ…、シペー、ダーマデーヴィーとともに、…ヴァーとともに¹⁾、自らの(apaṇo, Skt. ātmano)母(Skt. ambā-)と父のために、カンハセーラ山に寄進の窟院と会堂を、四方比丘サンガのために造る。一切衆生の利益と幸福のために。

また、これに200カーハーパナの永代元金を与えられる。サンガに100分の1の利息が(与えられる。²⁾また、ここにおいて、半(カールシャー)パナ土地所有者の土地がマガラターナ村において享受されるべきである(Skt. bhojyaṁ kalpate)。衣服代16(カーハーパナ)がサンガによって(比丘に?)与えられるべきである。時節に際して月あたり(1カールシャーパナ)が(与えられるべきである)。

- (1) sidhaṁ heranikasa dhamanakasa bhayā[a]
- (2) sivapālitanikāya deydhaṁma
- (3) therāna bhayata-dhaṁmapālānaṁ
- (4) thuba [||]

成就あれ。金細工師ダマナカの妻であるシヴァパーリタニカーの寄進。上座・大徳ダンマパーラの塔。

No. 11 (路傍の水槽の上) 静谷 No. 467

- (1) [vā]siṣṭh[i]putrasya śrī-sāta[karṇ]i[s]ya devyā[h] kārddamakarājavanśapra-
[bha]v[ā]y[ā] mahākṣatra[pa] ru. [p]utry[āh]...
- (2) śya... v[i]śvasyasya amātyasya śaterakasya pāniyabhājanam deya-
dharm[m]a[h] ||]

[ヴァー] シシュティの息子であるシュリーサータ¹⁾ [カル] ニの王妃であり、カールッダマカ王家の出であり、マハークシャトラパ・ル²⁾の娘である…、忠実なる (Skt. viśvāsyā-) 大臣シャテーラカの寄進である水槽。

- 1) ここには1 (もしくは2) アクシャラしかない。一般にル²⁾と読まれ、西部クシャトラパのルドラ (ダーマン) をさすと解釈されている。
- 2) 王妃と大臣の関係について Bühler は、王妃の命によって大臣が寄進したのだという一解釈を示す。

No. 12 (Cave 7 の左手の水槽) 静谷 No. 468

sopāragā negama-
sa samikupāsaka-
sa poḍhi deydhamma [||]

ソーパーラガの商人である優婆塞サミカの寄進である水槽。

No. 13 (Cave 7 の左手の水槽) 静谷 No. 469

- (1) cemulakasa herañikasa
- (2) rohaṇimitasa putasa
- (3) sulasadatasa poḍhi
- (4) deydhaṁma [||]

チェームラカの金細工師ローハニミタの息子であるスラサダタの寄進である水槽。

No. 14 (Cave 36 のヴェランダの外) 静谷 No. 473

- (1) sidhaṁ raño maḍhariputasa svāmi-sakasenasasa

定 方 巖

(2) bhadanta-dharmmavatsa-śiṣyasya bhikṣor buddhaghōṣasya

(3) mahāgandhakuṭivārikasya bhagavat-pratimeyaṁ deyadharmmaḥ [||]

仏世尊の教えにしたがう (anukārin-) 三蔵・和上・大徳ダルマヴァツツァの弟子にして大香堂²⁾の管理者である比丘ブッダゴーシャの寄進であるこれなる世尊の像。

1) No. 6, No. 7, No. 8, No. 9 はサンスクリット語で書かれている。

2) 管理者: vārika を vāraka と解釈した。Bühler は「大香堂の管理者」の代りに、「大香堂 (= Cave III) への巡礼者 (cārika)」とする考えももっている。

No. 7 (Cave 3 [祠堂窟] ヴェランダの座仏の下) 静谷 G No. 73

deyadharmmoyaṁ śākya-bhikṣo[r] dharmmaguptasya [||]

これは釈迦比丘ダルマグプタの寄進。

No. 8 (Cave 3 [祠堂窟] ヴェランダの浮彫り小塔) 静谷 G No. 74

ye dharmā hetuprabhavā teṣā[....].

因縁より生じるもの、それらは¹⁾...

1) Cave No. 13 から土製の絵馬のようなもの（ただし文字のみ）が多数発見された。それらには一様につぎのような文句が記されていた。「因縁所生の法、それらの因を如来こそが説かれた。それらの滅をも。大シュラマナはかくのごとき説者であった。」(“ye dharmā hetuprabhavā hetun teṣān tathāgato hyavadat teṣāṁ ca yo nirodha evaṁvādī mahāśramaṇaḥ”, West, *Result of Excavations in Cave No. 13 at Kanheri*, JBBRAS, vol. VI, 1861, p. 159).

No. 9 (Cave 3 [祠堂窟] 入口の左の小室の仏立像の右側の壁柱上) 静谷 G No. 75

(1) deyadha-

(2) rmmoyam ā-

(3) cāryya-

(4) buddhara-

(5) kṣitasya [||]

(6) anena

(7) sarvvasa-

(8) tvā buddhā

bhavantu [||]

これは阿闍梨ブッダラクシタの寄進。これにより一切衆生が仏になりますように。

No. 10 (Cave 3 [祠堂窟] の正北の小室内) 静谷 No. 466

- 2) 姉妹の息子たちの全員: Skt. sarvatasya bhāṣineyānāṃ nikāyasya.
- 3) 福利のために: agapaṭiasiya = agra-pratyamśāya? Cf. pratyamśa- 'share'.
- 4) ここにおいて: etha = atra. Cf. Edgerton's Dict. s. v. 'ettha' (here).
- 5) 弟子によって補佐された: uparakhitana を uparakhitena と訂正した上での訳である。この訳では弟子 (Skt. śiṣya) の名が記されていないのが不自然か。
- 6) 完成された: samāpita の訳。リューダース (No. 987) は samāpita を意味不明ながら名詞とみて前の文章に結びつけて解釈したが、私は過去受動分詞 (samāpita- 'accomplished') とみて後文の badhanta-bodhikena (具格) の行為を表わすものとみた。
- 7) 過去受動分詞 kata を後の文に結びつけて訳した。文中には不明の単語がおおい。selavadhaki は śaila-varadhaki- ('rock-carpenter'). mīṭhika- は mṛṣṭi- ('cleansing') の派生語? その他の語のなかには出身地を表す語があるのではないか。例えば, mahākāṭaka (Cf. Orissa 州の町 Cuttack)。

No. 5 (Cave 3 [祠堂窟] 左手門柱) 静谷 No. 465

- (1) khabhālakesu adha-
- (2) a[ka.]c[e]tiasa bha-
- (3) lakārasa[bha]-pavayitāṇa ya
- (4) .. akhaya nivi [da]tā soparakāhāre hā-
- (5) ... [ti]ni 3 kāliṇe abālikāvihāre ceti-
- (6) [agha]ra pathāṇasāl[ā] ovarakāni patīṭhāṇe vihā
- (7) [re pa?] ṭigupasadari[ya] cetiaghara ovarakā terasa
- (8) [ca?] sa-akha[ya]nivikā [r]ājatalāka-paiṭhāṇapathe
- (9) [a?] saṇa culikapiyakūṭi koḍhi ca coṇitā sada-
- (10) sevājuya [vihā]re saghārāmo sa-akhayaniviko k[ā]
- (11) rāpito pu[ṇa]the deyadhamāni ca anāni pi [kāri]tāni [||]

・弓造り (Skt. bhallakāra?) たちにおいて…祠堂窟(に属する?)弓造りの団体 (bhallakāra-sabhā?) 出身のバ(ドラーニーヤ派の?)出家者たちに…永代元金を与えられる。ソーパラーカ地区において三つ(3)の…が(与えられた)。カーリアナのアバーリカ (Skt. āmrāpālī) 僧院において祠堂窟と講堂 (Skt. upasthānaśālā) と僧房 (Skt. apavaraka) (複数) が、パティターナのパティグパサダリヤ僧院において祠堂窟と13の僧房が永代元金つきで与えられた。パイターナパタのラージャタラーカ(僧院において)、ベンチ(āsana?)と小庫裡(cūla-kappiya-kuṭi¹⁾と会堂(koḍhi)が掘られた²⁾。サダセーヴァージュヤ僧院において僧伽藍が永代元金つきで功德のために造られた。このほか(anyāni)にも寄進が行なわれた。³⁾

- 1) “kapiya” の読みは West の目視手写による。因みに、私は kuṭi を「庫裡」の語源と考える。
- 2) 掘られた (coṇita): Cf. kṣodita (< kṣud [砕く, 穿つ])。
- 3) 本刻文は刻文 No. 4 の補録として、他の僧院における寄進を列挙したものらしい。

No. 6¹⁾ (Cave 3 [祠堂窟] ヴェランダの仏像の下) 静谷 G No. 72

- (1) buddhasya bhagavataś śāsanānukāritraipīṭakopāddhyāya-

- 1) 仲間とともに: saṅgha を Bühler は「仏教徒の集団」と解釈する。
- 2) 水 (槽): paniyaka-. Cf. Skt. pāṇiya- (水).

No. 4 (Cave 3 [祠堂窟] 右手門柱) 静谷 No. 464

- (1) raño gotam[iputasa sāmi-siriyaṇasa]
- (2) sotakamṇissa [saṁvacare..... gi]
- (3) mhapakhe paṁcame [5 divase.....]
- (4) vāṇijakehi utū(?) [.....]
- (5) ṇuya upaṁnehi gā[.....]
- (6) khātiyehi bhātū[hi.....]
- (7) gajasenena gajami[tena.....]
- (8) kapaṭhāyi ceti[ya.....]
- (9) ācariyānaṁ nikā[yasa.... bhādāya]
- (10) nīyānaṁ parigahe pa[tiṭhāpitaṁ..... mā]
- (11) tapitūnaṁ abhatitā[naṁ].....]
- (12) pūjāya kuṭumbinī[na bāla]kānaṁ bāli[kānaṁ]
- (13) savatasa bhāgineyāna nik[ā]ya[sa nāti]
- (14) vagasa ca aga paṭiasiya savvasa[tānaṁ]
- (15) ca hitasukhāya hotu [] etha ca nava..]
- (16) kā pavajito therā bhadaṁta-acalā bhadaṁ[ta-]
- (17) gahalā bhadaṁta-vijayamitā bhadaṁta-bo[dhiko]
- (18) bhadaṁta-dhamapālā upāsako ca negamo a[nada-]
- (19) puto apareṇuko samāpitā [] ācari[y]āna therānaṁ
- (20) bhadaṁta-seumlānaṁ sisena uparakhitana bha-
- (21) daṁta-boḍhikena kata selavaḍhakihi [nāya]kami-
- (22) sehi kaḍhicak[e]hi mahākataḥ[e]hi khadara-
- (23) kinā ca mīṭhikenā []]

ゴータ [ミプトラ]・ソータカンニ王の (…年), 夏期の第五半月, …, 商人たちによって, …, クシャトリヤ階級の兄弟たち (すなわち…) ガジャセーナ, ガジャミ (タ) によって, 永劫に続く¹⁾ 祠堂窟が, バドラヤーニーヤ派の阿闍梨の集団の所得として造られた。亡き (Skt. abhyatita-) 母と父の供養のために。妻たち, 息子たち, 娘たち, 姉妹の息子たちの全員²⁾, および (親族の?) 集団の (Skt. vargasya) 福利のために³⁾。一切衆生の利益と幸福のために⁴⁾ なれかし (Pāli hotu)。また, ここにおいて, 監督者 (navakarmika-) は出家の上座である大徳アチャラ, 大徳ガハラ, 大徳ヴィジャヤミタ, 大徳ボー…, 大徳ダマパーラ, および, 優婆塞の商人, ア (ナダ)⁵⁾ の息子, アパレーヌカである。阿闍梨・上座である大徳セウンラの弟子によって補佐された大徳ボーディカによって完成された。ナーヤカミサの石工たちにより,⁶⁾ マハーカタカの…たちにより, また研磨工…により造られた。⁷⁾

1) 永劫に続く: kalpa-sthāyin-.

カネリ

カネリはボンベイの北 35 キロにある。カネリという地名は Kaṇḥa-giri (Skt. Kṛṣṇa-giri [黒い岩山], 本論最後の刻文を参照) に由来する。I-XI 世紀に 100 以上の窟院が造られたが、立派なものはない。窟院の番号は昔と今とでは異なっている (図 5, 図 6 参照)。Büh, p. 87 によれば、刻文 No. 31 は Saka Samvat 775 (A. D. 853) の日付を、No. 32 は同 799 (A. D. 877) の日付をもち、Cave 66 には A. D. 1009 と A. D. 1021 のパフラヴィ語の刻文があるが、本論ではこれら後期の刻文はとりあげない。Büh 訳のうち、No. 1-No. 15 は Büh の拓本の写真に基づき、No. 16-No. 30 は W1 の目視手写の写真に基づいている。Bühler の解読と West の写真と齟齬する若干の箇所を私は後者によって訂正した。次下は Büh と W1 の刻文番号の対照表である。

Büh No.	1-13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
W1 No.	1-13	19	44	16	17	18	20	23	24	25	31	32	33	35	37	39	40	53

No. 1 (Cave 2 の背後の凹み, 仏立像の下) 静谷 No. 461

- (1) naṇṇavaidya-
- (2) rāṇo
- (3) bhāskaraḥ
- (4) bhāraviḥ
- (5) celladeva
- (6) boppai
- (7) bhaṭṭa khasu avvai po-
- (8) hoi [||]

ナンナヴァイディヤ¹⁾, ラーナ, バースカラ, バラヴィ, チェッラデーヴァ, ボーッパイ, バ¹⁾ッタ, カス, アヴァイ, ポーホイ。

1) 「医者ナンナ」, 「学僧カス」の訳も可能。

No. 2 (Cave 2 の後壁のベンチの上) 静谷 No. 462

nāsikakasa nāka-
ṇakasa sata deyadhama [||]

ナーシカ出身のナーカナカの寄進であるベンチ (Skt. sadas- n.)。

No. 3 (Cave 2 の水槽) 静谷 No. 463

kaliyana suvaṇako<kā>rasa samida-
tasa saha sagha<ghe>na pani[ya]ka deyadhamma [||]

カリヤナの金細工師サミダ¹⁾タが仲間とともに²⁾おこなう水 (槽) の寄進。

No. 18 祠堂窟の北のヴィハーラ窟内の半円形水槽の側面に 静谷 No. 522

- (1) ... [savachare ?] 5 hemātāṇa pakhe ... [etā]ya puvāya [bha]yata
(2) hiṇām atevāsiniṇa leṇa bhagine ... sāvikāṇa sadigā
(3) ghasu kāle pavaitāṇa saṁghāya bu ca deyadhama
(4) parivāreṇa upaya
(5) atevāsinihi usabhāe

…5年，寒期の第…半月，この日に，大徳(?)…女弟子によって窟院が…。女弟子ウサバー…。

Vats 13 窟院群の近くの石の上に 静谷，なし

.... [kha]sa śegaputrasa

シェーガの息子の…カの。

No. 22¹⁾ 祠堂窟の北のヴィハーラ窟の南から2番目の僧房の入口の右上 静谷 No. 521
S p. 210

- (1) siddha raṇo vasiṭhiputasa siri-puḷimāvisa savachare catuvise 24 hematāṇa pakhe tatiye 3 divase bi-
(2) tiye 2 upāsakasa harapharaṇasa setapharaṇaputtasya sovasakasya abulāmāvāthavasya ima deyadhama maṭapo
(3) navagabha mahāsaghiyāna parigahe saghe cātudise dina mātapituna pūjā savasatāna hitasughasthataya [] ekatise sa-
(4) vachare niṭhito saheta ca me puna budharakhitena mātarakhiā upāsikāya budharakhitasa mātu deya deyadhama pāṭho ano []

- (1) 成就あれ。ヴァシタ族の女の息子であるシリ・プリマーヴィ王の二四(24)年，冬季の第三(3)半月，
(2) 第二(2)日に，セータパラナ²⁾の息子であり，善歳部(?)に属し，アブラーマーに住む(Skt. vāstavya-) ハラパラナ²⁾優婆塞が(おこなう)これなる
(3) 9室つきの会堂の寄進。大衆部の受納物として四方僧伽に付与さる。母と父の供養のために。一切衆生の利益と安楽の持続のために。³⁾31
(4) 年に完成さる。また，私(=ハラパラナ)とブダラキタとに伴い(Skt. sahitāyāḥ)，⁴⁾ブダラキタの母マータラキアー優婆夷が(おこなう)もう一つの寄進，歩道。

1) Report, p. 113 & Plate LIV, No. 21, Plate XIII, Fig. 5.

2) Report (p. 113, note 10) はセータパラナ，ハラパラナがペルシャ的な名であることを指摘している。

3) ekatise: スナール (EI, vol. VII, p. 71) とサルカルは ekavise (21) と読む。

4) ハラパラナとマータラキアーは夫婦であり，ブダラキタはかれらの息子であろう。ただし，「マータラキアー」の読みには疑問がある。また，サルカルは「歩道」の代りに「ベンチ」(pitho, Skt. pīṭhaḥ) と読んでいる。

No. 21¹⁾ 祠堂窟の中央入口と右入口のあいだのフリーズの上 静谷 No. 520

- (1)[ānāpayati] māmā[le] amaca pa. ga.. masu etha lenasa valu-rakasa vāṭhavāna
 (2) pavajitāna bhikhuna nikāyasa mahāsaṅgh[i]yāna yapanaya etha māmālāhāre utaramaga gāma karajake[su]...
 (3) bhikuhala dadama [||] etesa gāma karajake[su] bhikuhaladeya papahi [||] etasa ca sa
 (4) gāmasa karajakāna bhikuhalaparihāra vitarāma a[pa]vesa..... pārihārika ca [||] etehi na parihārehi parihariha [||] ete casa gām[e] karajake[su]
 (5) bhikuhalaparihāre[ca] etha nibaḍḍho[lehi] aviyena ānata..... to vijaya-
 thasātāre dato ṭhe rañā paṭikā sava 1 [4?]
 (6) vā pa 4 diva 1 sivakhadagutena kaṭā [||]

2)³⁾ ...マーマーラ³⁾の大臣であるパ・ガ・に（通達する。）このヴァルラカの窟院に止住する大衆部の出家比丘衆の生活のために（yapanāya⁴⁾），このマーマーラ地区の北部のカラジャカ村において比丘所領を付与する。かれらにカラジャカ村において比丘所領を与えよ（papahi⁵⁾）。また，このカラジャカ村の比丘所領に対し免除をわれらは認める。（すなわち）立ち入られず，（干涉されず，塩の採集を命じられず，国の規制を受けぬ等の，あらゆる種類の）免除を（認める）。これらの免除によって免除せよ。また，カラジャカ村と比丘所領免除とをこの証書に（書け）。口頭によって通達された（命令は？）...，勝利の陣営において王によって下付された。記録板は14（？）年⁷⁾，雨季の第4半月，第1日に，シヴァカダグタ（＝シヴァスカンダグプタ）によって造られた。

- 1) Report, p. 112 & Plate LIV, No. 20. 本刻文は 5-6 世紀の浮彫りによって 1 行目の冒頭，4 行目・5 行目の中央部分が削りとられてしまった。
 2) Vāsiṣṭhiputra Pulumāyi の文字があったか (Report, p. 24)。Cf. ナーシク刻文 No. 15.
 3) 現在の Māvala 地方か (Report, p. 24)。
 4) yapanaya: yapana は No. 19 にも出る。
 5) 「また」から「免除によって免除せよ」までは「免除」文書の定型句になっている。Cf. ナーシク刻文 No. 11A, No. 11B, No. 15.
 6) No. 19 のカラジカ村と同じであろう。ウサバダータから奪ったのでであろう。Bedsā の近くに Karañja という村がある (Report, p. 24)。
 7) Nilakanta Sastri は 17 年とする。また「勝利の陣営において」を「勝利と繁栄のために」とする。(Nil, p. 281).

No. 17 祠堂窟の南約 200m にあるヴィハーラ窟の入口の左上 静谷 No. 523

sidha pavaetasa budharakhitasa deyaḍhamma [||]

成就あれ。出家者ブダラキタの寄進。

- (2) gosatasahasadeṇa ṇadiyā baṇāsāyā suvaṇṇara<ti>thakareṇa[devāna] brahmaṇāna ca solasagā-
- (3) madena pābhāse pūṇatithe brāhmaṇāṇa aṭhe<ṭha> bhāryāpa[deṇa] [a]n[u]vāsam pitu satasāhasi[bho]-
- (4) japayita<tā> valūrakesu leṇavāsā<si>na pavajitānaṃ cātudisasa saghasa
- (5) yapaṇatha gāmo karajiko dato sa[vā]na [va]savasitāna-

成就あれ。カハラータ・カタパ（＝クシャハラータ・クシャトラパ）であるナハパーナ王の女婿、ディニカの息子、ウサバダータ、（すなわち、かつて）三十万頭の牛を寄進し、バナーサー川にスヴァルナ霊浴場を造り、（神々）およびバラモンたちに16の村を寄進し、パーバーサの“功德の霊浴場”においてバラモンたちに八人の妻を施与し、毎年十万の父に食事を供給し（たこのウサバダータが²⁾）、ヴァルラカの窟院に止住する四方僧伽の出家者の生活のために³⁾カラジカ村を付与する。安居を過ごすすべての者に。

1) Report, p. 101 & Plate LI, No. 19.

2) ここまではナーシク刻文 No. 5（静谷 No. 728）と同内容。ただし、ナーシク刻文のほうがサンスクリット化が進んでいる。また、ナーシク刻文で「十万のバラモン」とあるところが、本刻文では「十万の父」となっている。

3) yapaṇa-artha: Cf. Pāli yopana（生活）。

No. 20¹⁾ 祠堂窟の中央入口左上のフリーズに 静谷 No. 515 S p. 202

- (1) raṇo vaṣiṭhiputasa sāmīsiri[-*puḷumayisa*] savachare satame 7 gimhapakhe pacame 5
- (2) divase pathame 1 [[]] etāya puvāya okhaḷakiyānaṃ mahārathisa kosikiputasa mita-devasa putena
- (3) [*ma*]hārathinā vāṣiṭhiputena somadevena gāmo dato valūrakāsaṃghasa [[]] valūrakalenana sakarukarosa deya-
- (4) meyo [[]]

ヴァシタ族の女の息子である主君シリ・（プルマーヴィ）王の第七（7）年、夏季の第五（5）半月、第一（1）日に。上記の日に、オーカラカ生まれのマハーラティ（人？²⁾）であり、コーシカ族の女の息子であるミタデーヴァ（、そ）の息子であり、マハーラティ（人？）であり、ヴァーシタ族の女の息子であるところのソーマデーヴァ³⁾によってヴァルラカの僧伽に村が付与される。ヴァルラカの諸窟院の修復のために⁴⁾。

1) Report, p. 107 & Plate LIV, No. 17.

2) mahārathi: Report (p. 107, note 9) はアンドラ朝下の役職名とする。

3) ミタデーヴァとソーマデーヴァは父と息子である。ミタデーヴァの母はコーシカ族の出身で、ソーマデーヴァの母はヴァーシタ族の出身である。

4) 修復のために: Se (p. 61f.) は sakarukaro sadeya-meya と分書し、各種の税 (kara, utkara, deya, meya) が僧院に支給されたと解釈する。

Nil, p. 281 内陣の柱のうち右から二番目のもの 静谷 No. 512

- (1) dhenukākaṭa miṭṭidasa-vejasa
- (2) thabho dāna[m] sahā bhariyāya jayami-
- (3) tāye(ya) sahā ve put[e]hi bhayabhūtina
- (4) jebubhūtina ca vasumit[ā]ya ca.

デーヌカーカタ出身の医者ミティダ（またはミティダサ）の寄進である柱。妻ジャヤミターとともに。二人の息子バヤブーティとジェーブブーティとともに。（娘？）ヴァスミターとともに。

No. 12 祠堂窟の採光窓の基底を形成するベルトの内側 静谷 No. 513

asāḍhamitāye bhikhuṇi[ye]...

比丘尼アサーダミターの...

No. 13 祠堂窟のヴェランダ右隅の男女像の上 静谷 No. 516

bhadasamasa bhikhusa deyadhama mithūna

比丘バダサマ（＝バドラシャルマン）の寄進である男女像。¹⁾

1) 男女像は Kuḍā (Cave VI), Kondāṇe 大アーチの両側, Kaṇheri にもある。(Report, p. 25).

No. 14 祠堂窟のヴェランダ右手の障壁の内側 静谷 No. 517

= No. 13

No. 15 祠堂窟の中央入口の右手の壁 静谷 No. 518

... ya dānaṃ veyikā [||]

.....(女) の欄楯の寄進。

No. 16 祠堂窟の中央入口の右手の欄楯 静谷 No. 519

koḍiya bhikhuṇiya ghuṇikamātu veyikā dāṇa nādikenā ka[ta ||]

グニカの母、比丘尼コーディの欄楯の寄進。ナディカによって造らる。

No. 19¹⁾ 祠堂窟の中央入口の右手上方のフリーズに 静谷 No. 514 S p. 171

- (1) sidhaṃ raṇo khaharātasa khatapasa nahapānasa jāmatara dinikapūtena usabhadātena tīṇi-

定 方 晟 .

viṭṭasagatānaṃ dānaṃ thabho.

ウメーハナーカタ生れのギリシャ人ヴィータサガタの寄進である柱。

Vats 2 右列, 第 8 柱 静谷 No. 501

goṇekākasa dhamula-upāsakasa
deyadha[m]ma thaṃvo

ゴーネーカーカのダムラ優婆塞の寄進である柱。

Vats 3 右列, 第 11 柱 静谷 No. 502

dhenukākaṭṭā
vāṇiya-gāma-
sa thabho dānaṃ

デーヌカーカタの商人村の寄進である柱。

Vats 4 右列, 第 13 柱 静谷 No. 503

dhenukākaṭṭā yavanasa dhamadha-
yānaṃ thabho dānaṃ

デーヌカーカタ生れのギリシャ人ダマダヤの寄進である柱。

Vats 5 右列, 第 14 柱 静谷 No. 504

dhenukākaṭṭā rohamitena cu[la]-
petukasa¹⁾ agilasa athā-
ya thabho kārīto

デーヌカーカタ生れのローハミタにより叔父アギラのために造られた柱。

1) Cf. culla-pitā. PTS Pali-English Dictionary, s. v. *culla*.

Vats 6 右列, 第 15 柱 静谷 No. 505

dhenukākaṭṭā culayakhana
yavaṇasa thabho dāna

デーヌカーカタ生れのギリシャ人チュラヤカの寄進である柱。

kasa dāna thabho

デーヌカーカタ生れのソーミラナカの寄進である柱。

No. 11 左列, 第7柱 静谷 No. 499

dhenukākaṭa usabhadataputasa mitade-
vaṇakasa ṭhabho dānaṃ [||]

デーヌカーカタ生まれでウサバダタの息子であるミタデーヴァナカの柱の寄進。

Vats 9 左列, 第8柱 静谷 No. 508

dhenukākaṭā gola-vāniya-
saputasa isalakasa thabho
[dā]naṃ

デーヌカーカタ生れ, 商人ゴーラの息子, イサラカの寄進である柱。

Vats 10 左列, 第9柱 静谷 No. 509

dhenukākaṭā yavanasa
yasavadhanāna
thabho dāna

デーヌカーカタ生れのギリシャ人ヤサヴァダナ (Skt. yaśovardhana) の寄進である柱。

Vats 11 左列, 第10柱 静谷 No. 510

[dh]enukākaṭā [ma]ha[ma]tā ghariniya

デーヌカーカタ生れの主婦 (Skt. gṛhinī), マハマターの (寄進)。

Vats 12 左列, 第13柱 静谷 No. 511

dhenukāṭā gahapati[no] āsekasa natiye
dhamadevayā dānaṃ
thabho

デーヌカー(カ)タ生れの家長アーセーカの親族 (または孫娘) ダマデーヴァーの寄進である柱。

Vats 1 右列, 第5柱 静谷 No. 500

umehanākaṭā yavanasa

定方 晨

No. 10 左列, 第4柱 静谷 No. 498

(1) dhenukākaṭā (2) dhammayavanasa

デーヌカーカタ生まれのギリシャ人ダンマ。

Vats 7 左列, 第4柱 静谷 No. 506

dhenukākaṭā yavaṇasa
sihahayāna[m] thambho dānaṃ

デーヌカーカタ生れのギリシャ人シハダヤの寄進である柱。

No. 8 左列, 第5柱 静谷 No. 496

sopārakā bhayatāna dhamutari-
yāna sa[mā]nathasa therasa [a]-
tulasa arṇtevāsisa bhāna-
kasa nadipatisa sātimitasa
saha... tiya thabho dānamu [kha]

尊きダルモータリーヤ派の沙門統¹⁾ (śramaṇa-nātha?) なる長老アトゥラの弟子にして, ソーパーラカ生まれの説教師, ナディ (=ナンディ)²⁾ の夫, サーティミタが... (女) とともに (おこなう) 柱の寄進。

1) dānamu[kha]: Cf. Konow, *Corpus Inscr. Ind.*, index, s. v. 'daṇamukha' (gift)

2) リューダースは「ナディの夫」を「ナディの息子」(nadiputasa) と読む。

No. 9 No. 8 の下 静谷 No. 497

sopārakā bhayaṃtānaṃ dhamutariyāna bhāṇa-
kasa sātimitasa
sasariro thabho dānaṃ

尊きダルモータリーヤ派に属する説教師にしてソーパーラカ生まれのサーティミタが (おこなう)¹⁾ 舍利をとまなう柱の寄進。

1) この柱にはその途中に舍利を収めたと思われる丸い穴がある。穴のまわりに蓮華の帯模様が浮彫りされている (Mitra, p. 156 & photo 50)。刻文 No. 9 は No. 8 の「書きなおし」らしい。

Vats 8 左列, 第6柱 静谷 No. 507

dhenukākaṭā somilana-

マハーラティ(人?), ゴーティの息子, アギミトラナカの寄進である獅子柱。

No. 3 祠堂窟のヴェランダの右端 静谷 No. 491

therānaṃ bhayaṃta indadevasa hathi ca puvādo hathiṇaṃ ca uparimā heṭṭhimā ca veyikā dānaṃ [||]

長老・大徳インダデーヴァの寄進である象(複数)と, 象の前方の(Skt. pūrvataḥ, Se p. 52) 上と下 (Pāli heṭṭhima) にある欄楯。

No. 4 祠堂窟の右の入口 静谷 No. 492

dhenukākāṭā gaṃdhikasa sihadatasa dānaṃ gharamugha [||]

デーヌカーカタ生まれの香料商シハダタの寄進である入口。

No. 5 祠堂窟の中央の入口の前の柱 静谷 No. 493

gahatasa mahādeva-
ṇakasa mātu bhāyilāya dānaṃ [||]

ガハタの(=家長の?) マハーデーヴァナカの母バーイラーの寄進。

No. 6 祠堂窟の中央の入口の前の柱 静谷 No. 494

dheṇukākāṭakeṇa va[dha]kinā sāmi[le]
ṇa veṇuvāsaputeṇa gharasa
mughaṃ kataṃ dāre mu... dhuka [||]

デーヌカーカタ生まれの大工(Skt, vardhaki), ヴェーヌヴァーサの息子, サーミ(ラ)により作られた入口。戸口に...

【祠堂窟内の柱】(p. 7, l. 8 まで)

No. 7 左列, 第3柱 静谷 No. 495

dheṇukākāṭā yavanasa sihadhayāna thaṃbho dānaṃ

¹⁾
デーヌカーカタ生まれのギリシャ人シハダヤの寄進である柱。

- 1) 以下にみるように, デーヌカーカタの「ギリシャ人」が多い。デーヌカーカタはカルリから遠くない海岸の貿易都市であろう(Report, p. 24)。カニンガムは玄奘が記すクリシュナー川下流の駄那羯磤迦国に比定したが, 駄那羯磤迦のパーリ語形はアマラーヴァティー刻文によれば Dhamṇākāṭa or Dhamṇākāṭaka であり, Dheṇukākāṭa とはかなり違う(Report, p. 24)。

カ ル リ

カルリはボンベイの東南東 120km にある。この遺跡について, Mitra(pp. 154-156) と Report (pp. 23-25) にもとづき, 略述しよう。

カルリには一つの祠堂窟, 十余の僧院窟, 若干の水槽が残されており, I-VII 世紀の造営と考えられている。この遺跡を有名にするのはその壮大な祠堂窟(II 世紀造営)(図 1-図 4 参照)である。岩肌に穿たれた最初の仕切りを入ると, ヴェランダがある。その奥にまた仕切りがあり, そこに三つの入口が穿たれている。各入口の左右に一組ずつ(全体で六組の)男女像(刻文 No. 13, mithūna) が浮彫りされている。男女像と男女像の間隙には V-VI 世紀(Report, p. 25) に仏や菩薩の浮彫りが追加され, 従来あった浮彫り欄楯や刻文の一部が削りとられた。中央入口の上方には採光用アーチ形大窓が造られ, そこに創建当時のチーク製曲線状格子が残っている(Report, p. 25)。奥の仕切りを入ると, 細長い馬蹄型の本堂がある。本堂の辺縁に添って列柱がある。馬蹄型の矩形部分は中央の身廊(nave)と, 左右の側廊(aisle)に分れる。身廊と側廊を分けるのは 30 本の柱(片側 15 本)である。馬蹄型の半円部分は内陣(apse)であり, ここに塔が安置されている。塔は二重の円形基壇をもち, 基壇の上に覆鉢が乗り, その上に平頭と傘蓋が乗る。傘蓋は木製であり, おそらく創建当時のものである。身廊と側廊を分かち 30 本の柱は柱頭で飾られるが, 内陣の柱には装飾がない。祠堂窟外の左端には祠堂窟所属の獅子柱が, 前面広場にはヒンズー教所属の Ekavīrā 寺院が立っている。

刻文には, 遺跡所在地の名らしい Valūraka (No. 19, No. 20, No. 21) や寄進された村の名 Karajika (No. 19, No. 21) があるが, 後者は現在の Karla の語源である可能性がある(Mitra, p. 155, note 4)。遺跡の近くに現存する Vihārgāwn (< vihāra-grāma) という村はもとカネリ祠堂窟に所属していたのだろう(Report, p. 24)。

刻文の配列は Report のそれに準ずる。すなわち, (I) 祠堂窟のもの……[i] 初期の刻文 (No. 1-No. 16), [ii] クシャトラパ・アンドラ時代の刻文 (No. 19, No. 20, No. 21)。(II) 祠堂窟外のもの……[i] 初期の刻文 (No. 17, No. 18), [ii] クシャトラパ・アンドラ時代の刻文 (No. 22)。ただし, (I)[i] のうち, 柱の刻文は柱の位置に従って配列しなおし, Vats や Nil の柱の刻文をその相当箇所に挿入した。No. 1-No. 18 の参照箇所は Report, pp. 90-92 & Plate XLVII, XLVIII であり, No. 19-No. 22 のそれはそれぞれ注記したページと図版である。

No. 1 祠堂窟のヴェランダの左端 静谷 No. 489

Vejayāntito seṭhiṇā bhutapālenā selaghara pariniṭhapitā jabudipamhi ūtama [||]

¹⁾
ヴェージャヤンティー出身の組合長ブタパーラ (Skt. Bhūtapāla) によって造営された世界最大の石堂。

1) Bühler は Buzantion (Ptol. Geog. VII. 1. 7) に比定するが, Burgess は Maisur の Banavāsi (中世に Vayantipura と呼ばれた) を挙げる (Report, p. 23, note 2)。

No. 2 祠堂窟の前の獅子柱 静谷 No. 490

mahāraṭhisa gotiputrasa agimitraṇakasa sihathabho dānaṃ [||]

カルリ・カネリ刻文の和訳

定 方 晟

ここにカルリ窟院とカネリ窟院の刻文を和訳する。カルリという地名の英語表記には Karle, Karla 等があり、カネリの日本語表記にはカネリのほかに、カンヘリがあるが、ここでは、語呂を合せて、カルリ、カネリの表記を用いた。刻文の本文中、[] は読みが不確実であることを、〈 〉 は前の文字を読み変えるべきことを示す。つぎに参考文献を略号とともに記す。

《カルリ》

- Report Burgess, J., *Report on the Buddhist Cave Temples and their Inscriptions*, ASWI, Vol. IV, London, 1883 (Reprint, Varanasi, 1964).
- Se Senart, E., *Inscriptions ... at Karle*, EI Vol. VII (1902-1903), pp. 47-74.
- Vats Vats, M. S., *Unpublished Votive Inscriptions in the Caitya Cave at Karle*, Epigraphia Indica, Vol. 18 (1925-1926), pp. 325-329.
- Nil Nilakanta Sastri, K. A. & al., *Epigraphic Notes*, Epigraphia Indica, Vol. 24 (1937-1938), pp. 279-282.
- S Sircar, D. C., *Select Inscriptions bearing on Indian History and Civilization*, Vol. 1, 2nd ed., Calcutta, 1956 (3rd ed., Delhi, 1986).
- FB Fergusson & Burgess, *The Cave Temples of India*, 1880 (Repr. 1969).

《カネリ》

- Ste Stevenson, J., *Historical Names and Facts contained in the Kánheri (Kenery) Inscriptions; with Translations appended*, JBBRAS, Vol. 5, 1853 (Repr. 1969), pp. 1-34.
- W1 West, E. W., *Copies of Inscriptions from the Buddhist Cave-Temples of Kánheri, & c. in the Island of Salsette, with a Plan of the Kánheri Caves*, JBBRAS, Vol. 6, 1861 (Repr. 1969), pp. 1-14.
- W2 do. *Description of some of the Kanheri Topes*, do., pp. 116-120.
- W3 do. *Result of Excavations in Cave No. 13 at Kanheri*, do., pp. 157-160.
- Büh Bühler, G., *Kanheri Inscriptions* (Burgess, *Elura Cave Temples*, Archaeological Survey of Western India, Vol. V, London, 1883, pp. 74-87).
- Mirashi Mirashi, *Inscriptions of the Kalachuri-Chedi Era*, Corpus Inscriptionum Indicarum, Vol. IV, 1955, pp. 29-32.

《共通》

- Mitra Mitra, D. *Buddhist Monuments*, Calcutta, 1971.
- 静谷 静谷正雄『インド仏教碑銘目録』平楽寺書店, 1979 [本論中、Gをつけた静谷番号は本書のグプタ時代仏教碑銘目録の部分のそれである。]